

島本町教育委員会 会議録（令和4年第2回 定例会）

日時	令和4年2月2日（水） 午前9時30分～午前10時
場所	島本町ふれあいセンター1階 集団検診室
出席者	中村りか教育長、西尾一実教育委員、丸野亨教育委員 （教育こども部）岡本泰三部長、安藤鎌吾次長兼生涯学習課長兼体育館長 （教育総務課）廣井信弥課長、上月健史参事 （教育推進課）山田敏博課長、佐々木淳平参事 （子育て支援課）南田篤志課長 （生涯学習課）
委員及び事務局職員	
欠席者	高岡理恵教育委員、森田美佐教育委員
委員	
議題及び議事の趣旨	<p>第2号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p>第3号議案 島本町青少年健全育成条例の一部改正について</p> <p>第4号議案 令和3年度教育費補正予算（案）について</p> <p>第5号議案 令和4年度教育費当初予算（案）について</p> <p>第6号議案 令和3年度教育委員会表彰に係る審査について</p> <p>第7号議案 教職員（管理職）人事について</p>
議決事項	第2号議案、第3号議案、第4号議案、第5号議案、第6号議案、第7号議案
教育長の報告の要旨	別紙議事録のとおり
その他	傍聴者0名

教育長

本日、高岡教育委員及び森田教育委員から、島本町教育委員会会議規則第3条第3項の規定に基づき、欠席する旨の届出がありましたので、出席者は3名です。定数を満たしておりますので、令和4年第2回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りいたします。会議録署名委員は、島本町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、西尾教育委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、会議録署名委員は、西尾教育委員に決定いたしました。よろしくお願いいたします。

それでは、第2号議案「島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

子育て支援課長

それでは、第2号議案「島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、御説明申し上げます。

資料の3ページを御覧ください。

この度の改正に係る改め文となっております。

資料の8ページを御覧ください。

まず、提案理由でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する国の基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案の概要でございますが、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が記録、作成等するものにつきまして、電磁的記録により行うことを可能とする範囲を拡大するとともに、関係条文を整理するもの、その他文言整理となっております。

施行期日は、公布の日となっております。

資料の9ページを御覧ください。

新旧対照表でございます。

特定教育・保育施設について規定する第6条の該当条文及び特定地域型保育事業者について規定する第39条の該当条文を削除し、これ

らを統合して第54条として追加するものでございます。

第54条につきましては、従来の「文書」を含む紙その他の有体物である「書面等」について、電磁的記録により行うことを可能とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

特定教育・保育施設が具体的にどこまでを指すのか教えてください。

子育て支援課長

本町の具体例を申し上げますと、公立の幼稚園、保育所、そして、民間の保育所、認定こども園が対象になるということでございます。法令の規定に基づいてこのようになっております。

教育委員

電磁的記録とは、具体的にはどのような記録媒体になるのでしょうか。役場のサーバーに保管されることになるのか、あるいは、それぞれの幼稚園、保育所のパソコンのハードディスクだとかCD、DVD等のメディアの記録媒体に残しておくのか、具体的なことがあればお聞きしたいです。

子育て支援課長

記録媒体についての限定はされておられませんので、いわゆるハードディスク、パソコン、USB、CD-ROM等全て対象としております。

教育委員

その場合、バックアップだとか、何かプランがあれば教えていただきたいです。

子育て支援課長

公立のデータにつきましては、バックアップを取っております。民間施設につきましては、個人情報を含む様々な記録の管理につきまして、法人として責任を持って管理されていると聞いておりますので、我々から個別に御指導するというよりは、それぞれの責任で引き続き同様の管理を徹底していただくということでございます。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第3号議案「島本町青少年健全育成条例の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育こども部次長

それでは、第3号議案「島本町青少年健全育成条例の一部改正について」、御説明申し上げます。

19ページの新旧対照表を御覧ください。

第1条につきましては、民法の定める成年年齢が20歳から18歳に引下げとなり、また、女性の婚姻開始年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女の婚姻開始年齢が統一することになりましたことから、改正するものでございます。

第6条につきましては、従前の後見人制度から各人の多様な判断能力及び保護の必要性の程度に応じた柔軟かつ弾力的な措置を可能とするよう民法が改正され、平成12年4月1日に施行され、未成年者を法的に保護し、支える制度として「未成年後見制度」が創設されております。本来であれば、この時点で改正するべきところでしたが、今回併せて改正するものでございます。

その他の改正については、文言の整理でございます。

施行期日は、令和4年4月1日でございます。ただし、第6条の規定は、公布の日から施行いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第4号議案「令和3年度教育費補正予算(案)について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第4号議案「令和3年度教育費補正予算(案)について」、御説明申し上げます。

本案件における教育予算の補正予算は、2月28日から開かれる町議会2月定例会議に提出予定のものであり、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号の「教育予算、条例の制定改廃その他議会の議決を経るべき事件の議案の意見聴取について回答すること。」の規定に該当するため、議会への提出前に、教育委員会の議決を求めるものでございます。

それでは、まず、教育総務課及び教育推進課所管分について御説明します。

議案資料の23ページをお開きください。

始めに、上段の歳入の表を御覧ください。

まず、節(説明)の欄の上から3行目、学校施設整備費補助金の学校保健特別対策事業費補助金54万4,000円の増額につきましては、当該補助金の追加交付によるものでございます。

次に、その2つ下の行、教育総務費補助金のうち、市町村医療的ケア体制整備推進事業補助金15万7,000円の減額につきましては、当該補助金を充てる予定であった事業が、府において、本年度から補助対象事業ではなくなったことによるものでございます。令和2年度までは、学校に配置する看護師の人件費の一部に、国からの補助金とこの府からの補助金を充てておりましたが、本年度につきましては、交付されなくなった府補助金の部分には、町の一般財源を充てて、引き続き看護師を配置しております。その下の行、スクールサポートスタッフ配置事業費補助金142万3,000円の増額につきましては、

当該補助金の追加交付によるものでございます。

資料の24ページをお開きください。

続いて、歳出でございます。下段の歳出内訳説明書の表を御覧ください。

目の欄、一番上の事務局費から一番下の学校管理費（中学校費）までが所管分に当たります。

今回、予算を減額する費目につきましては、いずれも、事業確定又は新型コロナウイルス感染拡大を受けての事業縮小若しくは事業中止によるものでございます。

次に、増額分について、御説明します。

節（細節）の欄の一番上の行、事務局費のうち、会計年度任用職員報酬35万2,000円の増額につきましては、教育総務課において病休代替職員を任用していることによるものでございます。

その2つ下の行、補助金2,503万1,000円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、学校において臨時休業が多発している状況を踏まえ、家庭の生活支援を目的として2月・3月分の学校給食費を無償化するため、学校給食の運営主体である島本町公立学校給食会に補助金を交付することによるものでございます。

その4つ下の行、学校管理費（小学校費）の庁用器具費5万円の増額につきましては、第三小学校において、来年度、支援学級が1学級増えることに伴い、必要な備品を整備することによるものでございます。

資料の25ページを御覧ください。

一番上の行、学校管理費（中学校費）のうち、補助金7万6,000円の増額につきましては、英語検定を受講する生徒が当初の見込みよりも多かったことに伴い、中学校に補助金を追加交付することによるものでございます。

その2つ下の行、消耗品費6万円の増額につきましては、来年度当初の在籍生徒数が増となる見込みであることから、不足分の給食用トレイ等を購入することによるものでございます。

資料の26ページをお開きください。

続いて、債務負担行為でございます。下段の表を御覧ください。

今回の補正予算においては、2件の債務負担行為を設定しております。

いずれも、令和4年4月1日から円滑に物資の納入を図れるよう、令和3年度中に前もって業者を選定し、契約できるようにするために設定するものでございます。

教育総務課及び教育推進課所管分の説明は、以上でございます。

子育て支援課長

続きまして、子育て支援課所管分について、御説明させていただきます。

資料の23ページを御覧ください。

歳入でございます。

節（説明）の児童福祉費補助金計3件につきましては、いずれも、歳出予算の減に伴う交付見込みの減となっております。

資料の25ページを御覧ください。

歳出内訳説明書のうち、目 幼稚園費でございます

いずれにつきましても、事業確定等に伴う実績見込みによる減となっております。

子育て支援課所管分の説明は、以上でございます。

教育こども部次長

それでは、生涯学習課所管分につきまして、御説明申し上げます。

23ページの歳入を御覧ください。

歳入の一番下の行、目 雑入、補正要求額34万4000円の減額でございます。

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、ふれあいセンターの休館に伴い文化教室が一部中止となったことにより減額するものでございます。

25ページ歳出内訳明細書の下から3行目、目 社会教育総務費、報酬、社会教育委員24万7000円の減額でございます。

社会教育委員の活動に伴う現状の執行額と、今後の活動の見込みを勘案し、減額するものでございます。

その下の、目 青少年費、報償費、青少年教育事業謝礼6万1000円の減額につきましては、無償の講師に依頼できたこと等により執

行が不要となったため、減額するものでございます。

その下の使用料及び賃借料、青少年指導員研修入場料1万5000円の減額及び次のページの青少年教育事業車両借上7万5000円の減額につきましては、施設見学を伴う研修内容ではなくなったことに伴い、入場料とバスの借上げが不要となったため、減額するものでございます。

その下の委託料、旧キャンプ場撤去工事設計業務42万4000円の減額及びその下の工事請負費、旧キャンプ場撤去工事130万6000円の減額につきましては、旧キャンプ場の撤去を令和3年12月で完了したことによるものでございます。

目 歴史文化資料館管理費、報償費、講演会・講習会講師謝礼6万5000円の減額につきましては、事業費の確定に伴い減額するものでございます。

目 生涯学習費、報償費、各種教室講座講師謝礼33万7000円の減額につきましては、先ほど歳入でも御説明いたしましたとおり、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため文化教室が一部中止となったことにより減額するものでございます。

目 図書館費、工事請負費、防犯カメラ設置工事10万8000円の減額につきましては、管理運営上防犯カメラを図書館入口に設置する工事を行い、事業費が確定したため、減額するものでございます。

目 スポーツ推進費、報酬、スポーツ推進員41万2000円の減額につきましては、今後の報酬見込みを勘案して減額するものでございます。

その下の、負担金、補助及び交付金、近畿スポーツ推進員研究協議会2万3000円の減額につきましては、研修がインターネット配信になったことに伴い、研修参加負担金が不要となったため、減額するものでございます。

その下の、町民スポーツ実行委員会310万円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため町民スポーツ祭等が中止となったためでございます。

生涯学習課所管分の説明は、以上でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

補正予算を組むに当たって、コロナ禍であることから事業ができない等の影響が大きいと思うのですが、それを除くと大体例年どおりと考えたらよろしいのでしょうか。

教育総務課長

おっしゃるとおりでございます。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第5号議案「令和4年度教育費当初予算(案)について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第5号議案「令和4年度教育費当初予算(案)について」、御説明申し上げます。

本案件における令和4年度当初の教育予算は、2月28日から開かれる町議会2月定例会議に提出予定のものであり、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号の「教育予算、条例の制定改廃その他議会の議決を経るべき事件の議案の意見聴取について回答すること。」の規定に該当するため、議会への提出前に、教育委員会の議決を求めるものでございます。

始めに、歳入について説明いたします。

議案資料の29ページをお開きください。

資料の29ページから31ページまでが、歳入に関する部分となり

ます。

令和4年度当初の教育予算に係る歳入は、総額3億92万4千円で、前年度に比べ、1億5,186万8千円、率にして33.5%の減となっております。

これは主に、第三小学校A棟建替事業の完了に伴う国庫補助金及び町債の減によるものでございます。

続いて、歳出について説明いたします。

資料の32ページをお開きください。

令和4年度当初の歳出予算は、総額10億1,019万7千円で、前年度に比べ、2億1,933万2千円、率にして17.8%の減となっております。

これは主に、第三小学校A棟建替事業の完了に伴うものでございます。

続いて、資料の33ページを御覧ください。

債務負担行為を設定している各事業について掲載しております。

これらは、令和4年度以降の年度において予算を支出することが既に予定されている複数年契約の事業に関するものでございます。

最後に、資料の34ページをお開きください。

歳出予算のうち、施策事業に係るものを抜粋して掲載しております。

始めに、第二小学校屋内運動場長寿命化改修実施設計業務につきましては、令和3年6月に策定した学校施設長寿命化計画に基づき、体育館の長寿命化改修工事に係る実施設計業務を行うものでございます。

次に、第二小学校体育館便所改修工事につきましては、老朽化し、かつ、洋式トイレが未設置である体育館の便所の改修工事を行うものでございます。

次に、第三小学校下水放流切替設計業務につきましては、JR島本駅西地区において公共下水道が供用開始予定であることに伴い、下水道切替工事に係る実施設計業務を行うものでございます。

最後に、第一中学校特別教室棟外壁改修実施設計業務とその下の行の第一中学校屋内運動場屋上防水改修実施設計業務につきましては、それぞれ学校施設長寿命化計画に基づき、特別教室棟の外壁及び体育

館の屋上防水の改修工事に係る実施設計業務を行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

今回の予算編成において、教育委員会としては、教育に関する方針として、例年を引き継いでいくという考え方である予算案と理解してよろしいでしょうか。

教育総務課長

委員のおっしゃるとおりで、基本的な方向性につきましては、昨年度どおりで、施設の改修であったり必要な部分の予算を計上させていただいております。

教育委員

32ページの教育費の小学校費の学校管理費が大きく減っているんですけども、これは、第三小学校の建て替えが終了したということによるものということよろしいでしょうか。

教育総務課長

委員おっしゃるとおりでございます。令和3年度予算におきましては、第三小学校A棟建替事業が、予算額としては約4億円計上いたしておりました。これが令和3年度をもって終わりますので、その分、小学校費の学校管理費の予算につきましては、令和4年度の予算額が減額となっているものでございます。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

お諮りします。第6号議案につきましては特定の個人の氏名を取り扱うことから、また、第7号議案につきましては人事案件であること

から、教育委員会会議規則第15条の規定により、秘密会とすることとしてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議がないようでございますので、第6号議案及び第7号議案につきましては、秘密会とすることに決しました。

それでは、第6号議案「令和3年度教育委員会表彰に係る審査について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長 [令和3年度教育委員会表彰に係る審査について説明]

教育長 これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

(質疑応答内容非公開)

教育長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第7号議案「教職員(管理職)人事について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長 [教職員(管理職)人事について説明]

教育長 これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

(質疑応答内容非公開)

教育長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、以上をもちまして、令和4年第2回教育委員会定例会を閉会いたします。